#### 平成24年12月21日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである(26名)

2番 須 山 敏 夫 亨 1番 吉 岡 広小路 3番 齊 木 4番 小 池 拓 司 5番 鈴 木 深由希 6番桑田典章 7番 岡 田 美津子 8番 久保井 昭 則 9番助木達夫 10番 新 家 良 和 11番 福 岡 誠 志 12番 山 村 惠美子 13番 澤 井 信 秀 14番 杉 原 利 明 15番 宍 戸 稔 16番 保 実 治 17番 池 田 徹 18番 大 森 俊 和 19番 竹 原 孝 剛 20番 平 岡 誠 21番 小 田 伸 次 22番 林 千 祐 23番 亀 井 源 吉 24番 伊達 英昭 25番 國 岡 富 郎 26番 沖 原 賢 治

### 2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(25名)

市 長	増	田	和	俊	副市長	高	岡	雅	樹
副市長	津	森	貴	行	総務 部長	元	廣		修
財務 部長	中	原		環	地域振興部長	藤	井	啓	介
福祉保健部長	森	田	和	利	子育て支援部長	大	鎗	克	文
総 合 窓 口 センター部長	瀧	奥		恵	市民病院部事務 部長	田	邊		俊
教 育 長	児	玉	_	基	教育次長	白	石	欣	也
建設部長	花	本	英	蔵	水道局長	上	岡	譲	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
産業 部長	堂	本	昌	二	君田支所長	平	畄		淳
布野支所長	反	田	博	美	作木支所長	瀧	奥	祥_	二郎
吉舎支所長	中	野	誠	二	三良坂支所長	渡	辺	健	次
三和支所長	行	原	雅	典	甲奴支所長	藤	原	晴	彦
監査事務局長	伊	Ш	文	雄	選挙管理委員会事務局長	池	田	祐	治
農業委員会事務局長	高	家	幸	男					

## 4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(5名)

事務局長	福 永	清	三	次	長	吉	Ш	_	也
議事係長	中村	静	明	政務調	查係長	池	本	敏	範
政務調査主任	瀧 熊	圭	治						

# 5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件	名
第 1	議案第103号 議案第104号 議案第105号 議案第106号	(総務常任委員長報告4件) 損害賠償の額を定めることについて(原 損害賠償の額を定めることについて(原 財産の取得について(原案可決) 和解することについて(原案可決)	
第 2	議案第90号 議案第91号 議案第100号	(教育民生常任委員長報告5件) 三次市介護保険法に基づく指定地域密着設備及び運営に係る基準に関する条例 三次市介護保険法に基づく指定地域密着の人員、設備及び運営並びに指定地域密る介護予防のための効果的な支援の方(案)(原案可決) 三次市介護保険法に基づく指定地域密着に係る入所定員等に関する条例(案)地域社会における共生の実現に向けて新ずるための関係法律の整備に関する条例(案)でするための関係法律の整備に関する条例(案)に関する条例(案)で要素例の一部を改決)	(案) (原案可決) 管型介護予防サービスの事業 密着型介護予防サービスに係 法に係る基準に関する条例 管型介護老人福祉施設の指定 (原案可決) 所たな障害保健福祉施策を講 車の施行に伴う関係条例の整
第 3	議案第93号 議案第94号 議案第95号	(産業建設常任委員長報告8件) 三次市道路法に基づく道路の構造の技(案) (原案可決) 三次市準用河川管理施設等の構造の技術(原案可決) 三次市高齢者、障害者等の移動等の円流づく移動等円滑化のために必要な道路の条例(案) (原案可決) 三次市営住宅及び共同施設の整備基準に決)	所的基準を定める条例(案) 骨化の促進に関する法律に基 D構造に関する基準を定める

日程番号	議案番号	件 名
	議案第97号	三次市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する 条例(案)(原案可決)
	議案第98号	三次市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例(案)(原 案可決)
第 3	議案第99号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関 係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備等に関す
	議案第101号	る条例(案)(原案可決) 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
		(予算決算常任委員長報告4件)
	議案第107号	平成24年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)(原案可決)
	議案第108号	平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)
第 4		(原案可決)
	議案第109号	平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)(案)     (原案可決)
	議案第110号	平成24年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)(原案可
		決)
later	報告第29号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)
第 5	報告第30号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
fate	議案第112号	人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし)
第 6	議案第113号	人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし)
第 7	発議第10号 発議第11号	三次市議会会議規則の全部を改正する規則(案)(原案可決) 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)

# 平成24年12月三次市議会定例会議事日程(第6号)

(平成24年12月21日)

日程番号 議案番号		件	名
第 1	議 103 議 104 議 105 議 106	損害賠償の額を定めることにつ財産の取得について	ついて
	議 90 議 91	三次市介護保険法に基づく指定	E地域密着型サービスの事業の 準に関する条例(案) 339 E地域密着型介護予防サービス
第 2	議 92	三次市介護保険法に基づく指定	かの効果的な支援の方法に係る 339
	議 100 議 102	地域社会における共生の実現に 策を講ずるための関係法律の 関係条例の整備に関する条例	こ向けて新たな障害保健福祉施
	議 93	(産業建設常任委員長報告8件 三次市道路法に基づく道路の権	
第 3	議 94	三次市準用河川管理施設等の権	
	議 95	三次市高齢者、障害者等の移動 律に基づく移動等円滑化のため 基準を定める条例(案)	
	議 96	   三次市営住宅及び共同施設の動	を備基準に関する条例(案) 341

日程番号	議案番号	件	名
	議 97	三次市水道事業に係る布設工事監督関する条例(案)	
	議 98	三次市公共下水道の構造の技術」	上の基準等に関する条例
第 3	議 99	地域の自主性及び自立性を高めるた	
		めの関係法律の整備に関する法律の 整備等に関する条例(案)	
	議 101	三次市手数料徴収条例の一部を改正	Eする条例 (案) 341
		(予算決算常任委員長報告4件)	
	議 107	平成24年度三次市一般会計補正予算	算(第3号)(案) 342
	議 108	平成24年度三次市国民健康保険特別	川会計補正予算(第1号)
第 4		(案) ·····	342
	議 109	平成24年度三次市簡易水道事業特別	
		(案)	342
	議 110	平成24年度三次市病院事業会計補正	E予算(第 2 号)(案) 342 
	報 29	専決処分の報告について(損害賠償	賞の額を定めることについ
<i>₩</i>		て)	346
第 5	報 30	専決処分の報告について(損害賠償	賞の額を定めることについ
		7)	
	議 112	人権擁護委員の候補者の推薦につい	·て 347
第 6	議 113	人権擁護委員の候補者の推薦につい	347
— advit	発 10	三次市議会会議規則の全部を改正す	└る規則(案) 348
第 7	発 11	三次市議会委員会条例の一部を改正	Eする条例(案) 348

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### ——開議 午前10時 0分——

○議長(沖原賢治君) 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、大変お忙しい中お越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は12月定例会最終日であります。各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、保実議員及び宍戸議員を指名をいたします。

以上で報告を終わります。

## 日程第1 総務常任委員長報告4件

議案第103号 損害賠償の額を定めることについて

議案第104号 損害賠償の額を定めることについて

議案第105号 財産の取得について

議案第106号 和解することについて

○議長(沖原賢治君) 日程第1、議案第103号損害賠償の額を定めることについて外3議案を一 括議題といたします。

議案4件について、総務常任委員長の報告を求めます。

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

**〇議長(沖原賢治君**) 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長(亀井源吉君) 皆さんおはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案4件について、その審査の 経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月14日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第103号損害賠償の額を定めることについて外議案3件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、委員会の総意とされたものを申し上げます。

議案第103号及び議案第104号損害賠償の額を定めることについては、公用車による事故が発生した場合には、徹底した事故の原因究明を行い、職員への安全運転の指導を強化するとともに、交通事故の再発防止に向けて、無理な運転が事故の原因とならないよう体調管理にも配慮されたい。

次に、議案第105号財産の取得については、(仮称)三次市民ホールの用地取得後の事業に おくれが生じ、開業に支障を来すことのないよう、管理計画や運営計画を早期に定めて進めら れたい。

最後に、議案第106号和解することについては、三次市は市有施設全般に係る管理運営や監督を行う立場にあるため、経営感覚を持って管理運営に当たられたい。また、三次長寿村問題については、対応状況などについて、今後も適宜市民への説明を行われたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(沖原賢治君) 吉岡議員。
- ○1番(吉岡広小路君) 私は、議案第105号財産の取得について並びに議案第106号和解すること について、2議案について反対の立場で討論を行いたいと思います。

まず、議案第105号財産の取得についてでありますけれども、本議案は、願万地に予定をされております市民ホールの建設に関し、その用地1万4,332平米余を9人の地権者から3億3,900万円余で購入しようとするものであります。市民ホールの建設については、その必要性については私も十分認めるものの、建設予定地については、当初いわゆる今の文化会館、三次町の現在地に建てかえるというところから、後の経過や過程について、いまだに市民の皆さんも多くの疑問や情報不足を感じておられます。これは、三次町における市政懇談会におきましても、あるいは議会報告会におきましても、多くの市民の皆さんが質問をされたり疑義を持っておられるところであります。さらには、予定されておる願万地という地域が、水害における浸水想定区域に指定をされておりまして、その建設に当たっては、5メートルのかさ上げであるとか、それに伴う建築費の増加が見込まれることなど適地でないこと。本来なら、酒屋に以前は土地開発公社が所有していた教育文化施設、現在では三次市が所有しております用地があり、その酒屋の土地のほうがその利便性でありますとか集客の面からも最適地であるという観点から、これは多くの市民も共通した思いであろうと思いますけども、今回新たに願万地に用地を購入する必要はないという理由によって反対の討論とさせていただきます。

次に、議案第106号和解することについてに対して反対の討論を行います。

本案については、予算決算常任委員会の補正予算についても少しお話をさせていただきましたけれども、本議案は、三次農業協同組合が財団法人三次市開発公社の借り入れた、いわゆる 長寿村の負債に関して、残金5,193万円の返済を求め、本年3月、財団法人三次市開発公社並 びに三次市に対し、調停の申し立てを行い、その和解を認めようとするものであります。 確かに、長寿村の債務については、財団法人三次市開発公社の債務といえども、当然三次市にその責任があるというのは当然のものであります。しかしながら、三次市は、あるいは財団法人三次市開発公社は、長寿村問題の解決に当たっては、その真相解明とその責任の所在、処分、応分の負担を明らかにしてセットで行うということが、これが大切なことでありまして、市民の皆様にその理解を求めるべきであろうかというふうに思っております。

調停による期日、裁判所から出されました期日についても、来年1月31日となっておりまして、当然、その間に早急に第三者による委員会等を立ち上げ、その原因、真相究明を行うべきであります。民間でも行政でも何でも同じでありますけれども、大切なのは、例えば定款に定められたとおりの行為が行われておるか。法律でありますとかルールがきちんと守られているかどうか、こういったことが大きな問題であります。平成21年9月に締結された契約書において、保証人が削除されておるという点なども、民間ではとても考えられない処理がされておるのがこの長寿村の問題であります。今回の調停案を和解として認めるとしたら、なし崩し的にこの長寿村の問題が風化していく可能性があります。財団法人三次市開発公社でも、この補助金の和解によって、あるいは後、協議もされると思いますけれども、予算化によって解散の方向が示されており、期限内までにまだまだ真相の解明、責任の所在を明らかにされるべきだと重ねて思っております。

現在においては、そういった意味で、和解の条例案には反対であることを申し上げ、2議案 に対する反対の討論とさせていただきます。

○議長(沖原賢治君) 次に、賛成の討論を許します。

(22番 林 千祐君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(沖原賢治君) 林議員。
- **〇22番(林 千祐君)** 私は、議案第106号和解することについて、意見をつけた上で賛成の立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。

長寿村問題につきましては、金利もかかることから、早い時期での解決が必要であると考えておりました。本件の問題整理がこの時期になったことは大変遺憾ではございますが、今回の調停案以上の条件での解決案はなかなか考えられないというふうにも考えます。また、今回和解がなされなかった場合、金利あるいは裁判費用等、これ以上の市に負担がかかることも考えられます。さらに、JAとの関係をこれまで以上に悪化させてはならないと考えます。

これらのことから賛成をするわけでございますが、一方で、一般会計から5,193万円を補助金として出すことは、本市にとりましても大きな負担でございます。また、この問題に対して、市民の皆様からたくさんの御意見をいただいております。議会でのチェック機能の問題、責任問題、さらに説明責任であります。今後、この問題の原因究明や再発防止を含め、総括を行い、責任問題を明らかにし、早い時期に市民への説明を行うことをするべきであると考えます。さらに、可能な限り債権回収を行うこと、あわせて施設の活用の方向性などの検討も早い時期に行うべきであると考えます。そのために、議会を初め、開発公社、行政の誠意ある対応を望むものでございます。

以上、意見をつけての賛成討論とします。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(沖原賢治君) 久保井議員。
- **〇8番(久保井昭則君)** 私は、議案第106号和解することについての原案に賛成の立場で述べさせていただきます。

本件に関しては、平成22年以降の一般質問の執行部の答弁並びに先般の11月20日の全員協議会での説明により、一定の理解をすることができたと私は思っております。これは、平成元年、当時の福岡市長時代の政策として実施に移された長寿村が、その後22年の歳月を経て、湯快の取締役が失踪したことでございますが、結局は新しい借り手が見つからないために終えんをした。それは、施設自体が築後四十数年を経過し、現代の需要にたえられない、また老朽化という物理的に限界が来たということでございます。しかし、長寿村事業は、その終えんを迎えたとき、先ごろの新聞に出ておりましたが、どっかの競馬場のように、運営赤字をただ積み上げただけではなく、市民の健康増進施策として運営し、黒字を出しつつ初期投資を回収してきており、市の経済効果にも大いに貢献してきたと考えております。

今議会においては、責任問題もクローズアップされ、責任を問わないなら原案に賛成できないやの御意見もあったようでございます。本市においては、政策として幾つかの収益事業が展開されております。吉舎町のとみしの里、三和町のふるさと村、三良坂町ハイヅカの湖畔の森、作木のカヌー公園、布野のゆめランド布野、君田町の森の泉、本市においてケーブルテレビ事業もありますが、それらがもしその使命を終える場面で、そのときの直接運営者や関係者に経営の責任を求めることが果たしてできるでしょうか。政治判断で開始され、今回政治判断で終了しようとする施策に関して、誰に責任を問う必要があるのだろうか。また、もう一方で借りた金は返すのは当然のことでございます。その借り入れの保証をしてきたものが、約束を履行することも当然のことでございます。市や公社を信じて融資していただいた金融機関に不利益を与えることは信義に反するもので、仮にこの議案を否決することになれば、これまで三次市議会が行ってきた債務負担行為をも否定することになるわけでございます。

したがいまして、本案においては原案どおり可決し、一日でも早く債務整理を行うべきと私 は考えます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

〇議長(沖原賢治君) ほかに。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(沖原賢治君) 新家議員。
- **〇10番(新家良和君)** 議案第106号について、賛成の立場で討論を行います。

議案第107号の一般会計補正予算とも関連する議案でございますが、本件につきましては、 三次長寿村の一連の終息に関する諸手続、債務の返済などなどを含むものでございますが、平 成22年にこの問題が勃発しました以降、私は一般質問を通じて何回となく執行部の見解をただ したうちの一人でございます。今でも本件に関する債権、債務、責任問題については、それな りに負うべきものだと理解をしております。今回のこの終結が、債権は放棄をして、債務は市が税金をもって全て支払う、そして責任は誰もとらない、こういうことで終わってはいけないと今でも思っておりますし、一定の範囲内で応分の負担をそれぞれ責任ある人が負うべきだとも思っております。したがって、今回その3つについて、私なりの見解を12月7日の総括質疑、あるいは19日の一般会計補正予算のときに申し述べさせて質問をさせてもらいましたが、改めてその辺について見解を申し述べさせていただきます。

まず、債権については、極めて回収が難しい状況にはありますが、支払い督促の申し立て、 あるいは賠償責任の裁判を起こすということで、三次市が持っております約1,200万円、さら には開発公社が持っております約1,800万円の債権について、回収の努力を今後されようとい う意思表示をされております。

問題は、債務についてであります。このたびの5,193万円の一般会計補正予算での支払いの 提案がなされておりますが、これらの経過については、今までるる説明もございましたし、十 分理解はしておると思います。昨年の12月7日に、三次市開発公社は当然のことながら、JA に対する弁済ができないという通告をいたしております。それを受けて、本年3月に、JAか ら三次市と三次市開発公社を相手として、広島地裁へ調停の申し立てを行っております。それ から、6回にわたる調停を経過して、この11月5日の日に和解案を提案をされた、それを受け るという意思表示を三次市並びに三次市開発公社がしたということであります。

今回のこの調停案は、私は、受け入れるべきだという立場に立っております。その一つは、もしこの調停を受け入れないとすれば、次に考えられるのは、当然裁判に移行するということになります。100%勝てる見込みのない裁判をしてはいけない。さらには、本市がとっておりますいろいろな施策や、あるいは事業において、あらゆる面でパートナーシップをとっておるJAとこれ以上悪い仲になってはいけない。よい関係を保っていくべきだというぐあいに理解します。したがって、この裁判は絶対に避けるべき。避けるべきであるからこそこの調停案を受けなければならない。ということは、今回この5,193万円の一般会計の補助金の支出も当然ながら認めなければならない。

ただ、責任問題について、先般の全員協議会のときにも、三次市開発公社がとってきた運営と、今回の5,193万円を、債務保証をしておる三次市がこれを支払うことについて、法的責任はないという顧問弁護士の見解が述べられました。確かに法的責任はないのかもしれません。ただし私はやはり道義的責任はあるものだと今でも理解をしております。先般の質問で、今回のこの議案の成立とあわせて一般会計の補正予算を可決することと、この責任問題はやはり切り離して考えるべきであろうと思います。確かに1月31日の猶予期間という、まだ一月強期間はありますが、極めてこれはタイトなスケジュールであろうと。したがって、一旦議案の可決と補正予算を可決をして、JAに対して返済を済ませて、開発公社の終息のめどがついた時点で改めて執行部と議会とで、市民ができるだけ納得できるような説明責任や今回の総括、さらには道義的責任問題について話し合うという回答を前回いただいたと私は理解をしておりますので、その内容を一定の評価として、賛成の討論にしたいと思います。

- 〇議長(沖原腎治君) ほかに。
  - (9番 助木達夫君、挙手して発言を求める)
- 〇議長(沖原賢治君) 助木議員。
- **〇9番(助木達夫君)** 私は、議案第105号の財産の取得についてに対し、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

現在、計画されている(仮称)三次市民ホールにつきましては、皆さん御存じのとおり、三次文化会館を改修検討協議の中で、現在地への建てかえが不可能ということから、新たな建設地を検討されたものでございます。建設の選定に当たっては、市街地の活性化を守るという観点から、十日市地区、畠敷地区に隣接する三次町願万地地区は大いに評価できるものと考えております。また、当地は本年8月、願橋の開通により、三次インターチェンジからのアクセス道路に直結をいたしました。さらに、中国横断自動車道尾道松江線の三次ジャンクションからのアクセス道路が結節する地点でもあります。市内外からのアクセス面からも大変評価ができるものでございます。さらに、当地周辺には大規模な避難施設がありません。市民の安全・安心の観点から、万が一の災害の折には多くの市民の皆さんが市民ホールに一時避難することができるものと考えております。文化会館で課題であった駐車場の確保については、施設を5メートルかさ上げすることで300台の駐車場を確保することができます。これによりさらなる土地の取得や立体駐車場などの施設を設ける必要がありません。大ホールの1,000席規模の座席数や舞台設備についても、市民ホール建設基本計画策定検討委員会や市民ワークショップに参加された市民の皆さんからの御意見を反映して策定された基本計画に決められたものであります。その上で適正なものと私は判断をいたしております。

また、地権者の皆様方には貴重な土地を御提供いただくことに対しても大変ありがたく思っております。新しい市民ホールでの市民の皆様が日常的に芸術文化に触れることができ、健やかで豊かな心を育み、三次の芸術文化の発信拠点として整備されることを切に望んでおります。 以上の理由によって賛成討論とさせていただきます。

#### 〇議長(沖原賢治君) ほかに。

(12番 山村惠美子君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(沖原賢治君) 山村議員。
- 〇12番(山村惠美子君) 私は、議案第106号和解することについて、賛成の討論を行います。 その前に、この議案に関しまして説明責任という質問が数多く出されましたけれども、この 議案につきましては、三次農業協同組合との和解ということについての議案でございまして、 その件に関してだけの今回の賛成の討論とさせていただきたいと思います。市民の皆様からは、 まだまだ説明不足というお声もあるということでございますので、まず本議案の経過といたし まして説明させていただきながら、賛成討論をさせていただきます。

三次開発公社が三次農業協同組合から改修資金として借り入れた資金の返済が不能となり、 三次農協から公社と損失補償を債務負担しております三次市を相手取り、調停申し立てが提出 されました。三次市が債務負担することについては、平成6年7月の臨時会で議会も承認して いるところでございます。公社の債務については、11月5日に調停条項案が示され、借入元金である5,193万円を市が公社へ、公社は三次農協へ平成25年1月31日までに支払うべきであるという内容です。

長寿村は、もともと旧三次市が市民の健康増進や福祉の向上を図る目的で建設した公益性の高い施設です。開発公社の債務として残っている5,193万円は、一法人の借入金とはいうものの、実際には市にかわって借り入れられたもので、その使途は三次市の資産造成に充てられております。

長寿村の成果を検証いたしますと、公社の平成23年度決算に基づく公社が増築いたしました施設分の固定資産額が約3,100万円、これまで納付した固定資産税額が約1,170万円、加えて法人市民税も約475万円を市に支払っております。さらに、長寿村が三次市に及ぼした経済的な効果といたしましては、営業日数7,067日間で来客数は184万人余り、特に平成11年のピーク時には11万1,315人の利用があるなど、売上総額は約54億円に上ります。支払った家賃も4億852万円です。営業に際しましては十数名を雇用し、地域経済へ貢献したことを考えれば、5,193万円をはるかに超える経済効果も確実にあったものと確信しております。

調停の申し立てを行った三次農協は、この調停案に従う方向で11月10日の理事会に諮られ、 承認を得られたということですし、開発公社におきましても、11月13日に理事会が開催され、 市に対し、財政援助を要請することが決定され、要請書も提出されております。仮にこの議案 が否決され、裁判となると、かかる費用はおよそ1,000万円前後と予想され、示された和解案 からしても勝訴の見込みはありませんし、何より本市の基幹産業である農業を支えていただい ております三次農協に多大な御迷惑をおかけすることになります。

以上のことを踏まえまして、市民の皆様から納めていただいた税金を充当いたしますことはまことに忍びないことではございますが、市が有する施設の改修について、本来ならば市が実施すべき事業であったものを公社に資金借り入れと事業実施を行わせたことから、公社の債務を解消すべき立場にあるのは三次市であることは明らかで、5,193万円を補助金として公社に対して交付し、公社はこれを三次農協に支払う義務があるとの調停条項案に従い、和解すべきであると思います。

長々と賛成に至るまでの意見を述べましたが、借りたものを返さないという道理の通らない ことをやってはならないという強い思いを持って賛成討論とさせていただきます。

#### 〇議長(沖原賢治君) ほかに。

(20番 平岡 誠君、挙手して発言を求める)

#### 〇議長(沖原賢治君) 平岡議員。

**〇20番(平岡 誠君)** 私は、議案第105号について賛成の討論を行いたいと思います。

私は、この市民ホールの建設が先般の総務委員会の中でも聞かせてもらいましたけども、事業認定が2カ月ぐらいおくれとるということで、私は一刻も、平成26年秋の開業までにおくれが出ないように急いでほしいという思いを強くしているものであります。そういう中で、今回の反対意見が出るというのは、まことに残念なことであります。

もともと平成20年4月の市長選挙におきまして、前市長と吉岡議員が戦われた結果が、いわゆる市長選挙の村井市長が当選をされ、現在地または市街地に建てるという方向でこの問題が進められ、そしてそれ以降、文化会館改修の検討委員会がずっと持ってこられ、その最終答申を受けて、平成22年9月議会の最終日において、当時の村井市長は、市民ホールの建設予定地を願万地にするということでこの問題が決着をしたというふうに私は思っておりますし、また議会においては、平成22年に文化会館改修調査等特別委員会を設置をして、12回ぐらいにわたりまして検討して、議会としても中間報告、そして最終委員長報告が行われたわけでありますけども、その間、平成23年3月議会において、予算特別委員会においては確かに市民ホールの建設について、あるいはいこいの森整備事業における修正案というものが出されましたけども、本会議においては、これは全会一致ということで、この市民ホールの問題については一応議会としては決着をつけたというふうに私は理解をしております。それ以降、行政としても、基本計画を立てられ、そしてパブリックコメントを求められ、またワークショップ、そして市広報に十数回にわたっての報告というものが行われているわけで、それが市民への説明責任だろうというふうに思っております。

そういう中で、あえてこの願万地に対する反対ということでありますけども、財政問題を言わせてもらいますと、願万地が中心市街地にあり、上原願万地線などとの関係から、市民ホール建設が都市再生整備事業計画に位置づけられて、社会資本総合整備交付金の対象となったわけであります。市民ホール事業のおおむね4割が交付金として充当できる見通しがついておりますし、この機を逃すようなことは市にとって大きな損失であり、これにまさる有利な財源は考えられないということでありますし、また事業の遅延によって有利な財源が確保できない場合、億単位の一般財源を用意する必要が出てくる可能性もあるわけであります。特に、社会資本総合整備交付金については、今が市民ホール事業費に充当できるチャンスであり、国や県からの市民ホールの事業熱度に問題ありと見られれば、市民ホールの交付金が対象から外されるという可能性も出てくるわけであります。こうした本市にとって有利な財源を逃した場合、その責任はとれないし、市民の理解をいただくことはできない。また、この間、行政は地権者の皆さんとの間に築いた信頼関係というものももちろん損なうわけであります。市の信用失墜にもつながるということであります。

そういう中で、ぜひとも私は、一刻も早い、そして特徴のあるすばらしい市民ホールの建設 を願って賛成討論といたします。

○議長(沖原賢治君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって討論を終わります。

これより議案第103号外3議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第105号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立による採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沖原賢治君) 起立多数であります。

よって議案第105号財産の取得については委員長の報告のとおり可決されました。 次に、反対討論のありました議案第106号和解することについてを採決いたします。 本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖原賢治君) 起立多数であります。

よって議案第106号和解することについては委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号外1議案を採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第103号外1議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第103号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第2 教育民生常任委員長報告5件

議案第 90号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人 員、設備及び運営に係る基準に関する条例(案)

議案第 91号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に 関する条例(案)

議案第 92号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の 指定に係る入所定員等に関する条例(案)

議案第100号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策 を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例(案)

議案第102号 三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第2、議案第90号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(案)外4議案を一括議題といたします。 議案5件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

〇議長(沖原賢治君) 宍戸教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○教育民生常任委員長(宍戸 稔君) おはようございます。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案 5 件について、その審 査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月14日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第90号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に係る基準に関する条例(案)外議案4件については、審査の結果、いずれも全員一致をもっ て原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第90号から議案第92号までの介護保険法に基づく基準等を定める議案3件については、 今後も介護サービス等に係る利用者や事業者などの立場に立って、規制緩和も含め、素早く柔 軟に対応し、市民ニーズに合致した介護保険事業とされたい。

次に、議案第102号三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)については、 斎場建設に関する協定書に基づき、地元と十分調整しながら、(仮称)花の森公園の管理方法 を検討されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより議案第90号外4議案を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第90号外4議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告8件

議案第 93号 三次市道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例 (案)

議案第 94号 三次市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 (案)

議案第 95号 三次市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準 を定める条例(案)

議案第 96号 三次市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例(案)

議案第 97号 三次市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関 する条例(案)

議案第 98号 三次市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例(案)

議案第 99号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため の関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備 等に関する条例(案)

議案第101号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第3、議案第93号三次市道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を 定める条例(案)外7議案を一括議題といたします。

議案8件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(産業建設常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求める)

〇議長(沖原賢治君) 小田産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 小田伸次君 登壇〕

**○産業建設常任委員長(小田伸次君)** 皆さんおはようございます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案8件について、その審 査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月14日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め慎重に審査いた しました。

議案第93号三次市道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例(案)外7議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第95号三次市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(案)については、市街地の歩道には、幅員が狭い、車道や建物に対しての勾配がきつい等の高齢者や障害者等の通行が困難である箇所が多く、大変苦慮されている。よってこの条例及び関係法令の趣旨を尊重し、新設道路に限らず、既存の道路についても高齢者や障害者等に配慮し、安全に安心して通行できる構造

となるよう努力されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより議案第93号外7議案を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第93号外7議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

### 日程第4 予算決算常任委員長報告4件

議案第107号 平成24年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)

議案第108号 平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(案)

議案第109号 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) (案)

議案第110号 平成24年度三次市病院事業会計補正予算(第2号) (案)

○議長(沖原賢治君) 日程第4、議案第107号平成24年度三次市一般会計補正予算(第3号) (案)外3議案を一括議題といたします。

議案4件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 國岡富郎君、挙手して発言を求める)

〇議長(沖原賢治君) 國岡予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 國岡富郎君 登壇〕

○予算決算常任委員長(國岡富郎君) おはようございます。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案4件について、その審 査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る12月19日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第107号平成24年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)については、審査の結果、 賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。 議案第108号平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)外議案2件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

以上、委員会審査において、各委員から述べられた指摘及び意見については今後十分に反映 していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に 行われておりますので、省略をいたします。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(沖原賢治君) 吉岡議員。
- ○1番(吉岡広小路君) 私は、議案第107号平成24年度三次市一般会計補正予算(第3号) (案)に反対の討論を行いたいと思います。

本議案は、先ほど反対もいたしました議案第106号に関連をした予算であります。議案第106号、この議案第107号では、三次市の貴重な財源から5,193万円を財団法人三次市開発公社に補助金として支出しようとするものであります。さきにも述べましたように、長寿村問題については、その経営母体であります湯快の社長の失踪から2年10カ月近くを経た今日でも、市民の皆様の理解が全く得られてない。また、真相の究明や責任の所在が明らかにされてないということを指摘をしておきます。さらには、以前の保証人に損害賠償請求やそういったものを求めていくということでありましたけれども、今回、財団法人三次市開発公社に補助金としてその農協に対する負債、それを補助金として支出をすれば、財団法人三次市開発公社は解散への道を歩んでいくことになろうかと思います。本来ならば、三次市が、例えば上下水道料金の滞納に関して、その請求等を、財団法人三次市開発公社に三次農業協同組合が行ったように、財団法人三次市開発公社に対して損害賠償等も行っていくことも考えていかなければならないところであります。

いずれにしても、和解の調停の内容が1月31日支払い期日となっております。非常に先ほど 御意見もありましたようにタイトではありますけれども、中身としたら、理事会の議事録、さ らには契約書、覚書、こういったものをきちんと整理をして、そういったルールどおりに行わ れてきたかどうか、責任の所在、それから原因の真相究明、こういったものが明らかにされる べきであろうかと思いますし、当然、それが行われなければならないと考えております。

以前、覚えておられる議員さんもいらっしゃるかと思いますが、合併前の三次市では、税金 等のいわゆる滞納、不納欠損処分に関して督促状が送られてなかったり、時効中断などが行わ れていなかった、いわゆる不適切な処理が行われていたとして、誰の責任ということはないで すけども、過去からのずっとそういった経緯で、やはり不適切な処理、それからルールに従わ なかった行政を、やはり自分たちで改めなければいけないということで、市長以下の給与の減 額であるとか処分、それから管理職の給与の減額、こういった処分を行って、こういった事案も処理してきたところであります。当然、今回の事案につきましても、責任の究明を行って、それぞれ関係者の処分が行われるべきと考えますし、そういったものとセットとして、財団法人三次市開発公社に対しては補助金の支出を行うべきと考え、本議案については反対といたします。

- ○議長(沖原賢治君) 次に、賛成の討論を許します。
  - (2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)
- 〇議長(沖原賢治君) 須山議員。
- **〇2番(須山敏夫君)** 私は、議案第107号平成24年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案) に賛成の立場で討論いたします。

この補正予算案は、予算決算常任委員会で審議された中で明らかにされておりますが、今回の予算案は障害者自立支援の充実、あるいは老人福祉、児童福祉など、社会福祉費を充実させる内容と、また市民の皆さんのインフラを整備をする内容の予算であって、当然市民の皆さんの利便あるいは生活の向上のために有利であるということで、当然この予算を評価すべき問題であります。

ただ、先ほど反対討論がありました開発公社に対する補助金の問題についてでありますが、 これは先ほど議決をされました議案第106号との関係があり、この議案第106号の和解をする裏 づけとなる財源であり、当然これは認められるべきものであります。その理由についてるるは 述べません。先ほど、議案第106号に対する賛成討論の皆さんの内容に委ねたいと思います。

ただ、道義的責任とか真相解明とかという議論がございますが、真相というのは、何かこの 支出に関して疑惑があるとか不正があるというようなことが具体的に指摘されておるならば、 なるほど真相解明といったことも必要でしょう。しかし、この農協に対する三次市の連帯保証 と債務負担行為に基づく支払いというのは、当然これは不正でも何でもないわけでありまして、 それの真相解明などということはおよそ筋違いではなかろうか。

また、今回の経緯に至ることについては、それまでの開発公社のチェックの問題とかそういったことがあろうかと思います。それらに対する道義的責任等を言われるのであれば、当時の開発公社のトップであられた人が、みずからがその責任の所在なりとり方を明らかにして範を示されるのも一つの方法であろうかと考えます。

そのような理由によって、今回のこの補正予算案については賛成すべきであるということで、 私の賛成討論といたします。

- ○議長(沖原賢治君) ほかに。
  - (9番 助木達夫君、挙手して発言を求める)
- 〇議長(沖原賢治君) 助木議員。
- **〇9番(助木達夫君)** 私は、平成24年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)の原案に対し、 賛成の立場で討論に参加いたします。

本件に関しましては、執行部からの11月20日の全員協議会での説明や、本定例会での一般質

問、また総務常任委員会及び予算決算特別委員会においても一定の答弁も受け、理解もいたしているところでございます。開発公社の債務については、11月5日の調停条項案が示され、借入元金である5,193万円を市が開発公社へ、開発公社はJA三次へ平成25年1月末までに支払うべきであるという内容のものでございます。調停の申し立てを行ったJA三次はこの調停案に従う方向で11月10日の理事会に諮られ、承認を得られたということでございます。また、開発公社においても、11月13日に理事会が開催され、同様に調停案の受け入れを決定されたところでございます。

開発公社の債務として残っている5,193万円は、一法人の借入金というものの、市の施設の 改修にかかわる経費の借り入れでございます。本来は市が当然行うべきでございますが、実質 的には市にかわって借り入れさせられたものだと私は考えております。また、この借り入れに 対する損失補償を三次市が債務保証することについて、当時の議会でも承認をしているところ でございます。

以上のことから、市は開発公社の債務を解消すべき立場にあり、本件については原案どおり、 一日も早く解決し、債務整理を行うべきと考えております。

また、三次長寿村は市民の健康増進、また維持や憩いの場として公共性の高いサービスを提供してきております。経済的な効果としては、先ほどありましたように、約54億円の売り上げや長寿村の経営に際しましては十数名を雇用し、地域経済に大きく貢献したものと考えております。したがって、5,193万円の補助金を交付することは、私は妥当であると考えております。なお、行政の責務として、市民の皆様にしっかり説明責任を果たしていただきたい、このことはお願いをして、以上の理由で賛成の討論とさせていただきます。

#### 〇議長(沖原賢治君) ほかに。

(19番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(沖原賢治君) 竹原議員。
- ○19番(竹原孝剛君) 私も、議案第107号三次市一般会計補正予算(第3号)(案)について、 賛成の立場で討論をしたいと思います。

この補正予算には、先ほどもありましたように、市民バス運行のための費用、それから観光情報発信、道路、橋梁などの改良工事、三良坂土地区画整理事業、さらにみゆき保育所の改築、改修の費用、障害者自立支援経費として福祉保健センターの4階のふれあいホールに磁気ループの設置工事、福祉タクシーの給付事業などなど、市民に直結した、また市民最優先の予算が盛りだくさん補正予算として提出をされておるわけであります。これを反対をして停止をするということになれば、市民生活に大きな影響が起こるということになろうと思います。そういう意味で、ぜひとも早期に実現や予算執行をすべき予算案というふうに理解をしておるとこであります。

さらに、長寿村問題で、今回5,193万円の補助金の支出ということで、さまざま今回も議論 になっておりますが、これについては、行政から11月20日、議会全協に提出をされた資料には、 経過、背景と原因、それから長寿村が市の経済等に及ぼした効果、本件処理に2年半を要した 理由、今後の対応策として7つ、代理人弁護人の意見書、公社からの支援要請などなど詳しく 説明があったわけであります。これをいたずらに理解できないとか、間違った情報を主張すべ きではないというふうに思うわけであります。市民感情をあおって誰かに責任をとらせようと する動きというのも、これは厳に慎むべきだと思います。この問題を単に感情論や政争の具に 利用して、低レベルの議論に終始してはならないというふうに思うわけであります。

この問題は、やはり今後の再利用どうしていくのか、まだまだ旧市内でいえば、温浴施設、保養施設として欲しいという意見も、私前にも述べましたし、議会報告会でもぜひともまだ存続してほしいという意見もあるわけであります。そういう意味から、この市民サービスの充実ということで、ぜひとも議会の責任とすれば、今後の利活用を積極的に市民の皆さんから意見をいただきながら、オール三次でこれを全員で解決していこうというのが、これが責任のとり方だというふうに私は理解しておりますし、そうすべきだということを、意見を述べさせていただいて、議案第107号の賛成討論とさせていただきます。

○議長(沖原賢治君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって討論を終わります。

これより議案第107号外3議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第107号平成24年度三次市一般会計補正予算(第3号) (案)を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沖原賢治君) 起立多数であります。

よって議案第107号平成24年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)は委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第107号を除く議案第108号外2議案を採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第108号外2議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第108号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第5 報告第29号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて) 報告第30号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

○議長(沖原賢治君) 日程第5、報告第29号及び報告第30号専決処分の報告についてを一括議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

〇議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

**○副市長(高岡雅樹君)** ただいま御上程になりました報告第29号及び報告第30号の報告2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第29号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成24年11月1日に三次市畠敷町478番1地先、県道和知三次線の路上で発生した 枯れ枝落下による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害 賠償額18万4,354円を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条 第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第30号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成24年11月9日に三次市作木町香淀720番地地先、市道峠下94号線の路上で発生した、横断溝のグレーチングのはね上がりによる物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額9万8,500円を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告2件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

日程第6 議案第112号 人権擁護委員の候補者の推薦について 議案第113号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(沖原賢治君) 日程第6、議案第112号及び議案第113号人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

〇議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

**〇副市長(高岡雅樹君)** ただいま御上程になりました議案第112号及び議案第113号の議案2件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第112号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の片山憲彦氏の任期が平成25年3月31日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、同氏を引き続き同委員と

して法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第113号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の橋本チサト氏の任期が平成25年3月31日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、新たに小滝悦子氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第112号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第112号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第113号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第113号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第7 発議第10号 三次市議会会議規則の全部を改正する規則(案) 発議第11号 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第7、発議第10号三次市議会会議規則の全部を改正する規則(案)及び発議第11号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(18番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

〇議長(沖原賢治君) 大森議員。

〔18番 大森俊和君 登壇〕

**〇18番(大森俊和君)** おはようございます。

ただいま御上程されました発議第10号三次市議会会議規則の全部を改正する規則(案)及び 発議第11号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、提出者を代表し、提 案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、助木達夫議員、林千祐議員、伊達英昭議員、岡田美津子議員、亀井 源吉議員、宍戸稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員と私、大森俊和でございます。

まず、発議第10号について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本会議において公聴会等の開催が可能となったこととあわせて、規則全体の条文構成を改めるため、三次市議会会議規則の全部を改正しようとするものであります。

次に、発議第11号について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、委員会に関する法律の規定が簡素化され、委員の選任方法、在任期間等の規定が条例に委任されるため、関係する三次市議会委員会条例の一部を 改正しようとするものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

〇議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第10号及び発議第11号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定しました。 討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより発議第10号及び発議第11号を一括採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって発議第10号及び発議第11号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成24年12月三次市議会定例会を閉会をいたします。

15日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

# 地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

## 平成24年12月21日

三次市議会議長 沖 原 賢 治

会議録署名議員 保 実 治

会議録署名議員 宍 戸 稔